Ⅳ. 生 活 福 祉

生 活 福 祉

１.生活困窮に関する総合相談

平成 27 年４月１日の生活困窮者自立支援法施行に合わせ、生活に困窮している者を対象とする総合相談窓口を生活福祉課に設置した。相談内容により生活困窮者自立支援事業や生活保護による支援等へつないでいる。

相談実績 （件）

項目／年度		30	元(31)	2	3	4
生活困窮相談		377	367	1,341	894	631
内訳	支援開始・他機関連携等	114	167	745	501	369
	相談のみ	263	200	596	393	262
生活保護相談		631	626	660	619	784
内訳	申請受理	219	197	200	172	227
	相談のみ	412	429	460	447	557
合計		1,008	993	2,001	1,513	1,415
相談実件数		903	884	1,851	1,414	1,331

※「生活困窮相談」とは、生活困窮者自立支援法による支援に関する相談を示す。「生活保護相談」とは、生活保護法による支援に関する相談を示す。

※「生活困窮相談」と「生活保護相談」を同時に行った場合には、それぞれに計上している。

※「相談実件数」は、「生活困窮相談」と「生活保護相談」の合計から、重複して計上した件数を差し引いた実件数を示す。

生活保護相談世帯類型別実績 （件）

類型／年度	高齢	母子	障害	傷病	その他	合計
30	191	26	68	75	271	631
元(31)	176	20	50	96	284	626
2	168	14	25	68	385	660
3	143	20	54	74	328	619
4	228	14	51	90	401	784

（生活福祉課）

２．生活困窮者自立支援事業による支援

平成 27 年４月１日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として実施。

その他、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、生活困窮者を対象とした給付金等を支給。

(1)自立相談支援事業

経済的に困窮し、かつ抱えている課題を相談者のみでは解決できない場合に、自立生活サポート相談支援員が相談者に対し、課題の解決に向けて寄り添った支援を実施する。

支援実績 (件)

年度		30	元(31)	2	3	4
新規利用件数		114	167	1,358	779	399
延対応件数		915	1,493	9,280	7,911	4,741
内訳	来所	248	347	1,602	1,617	910
	電話	513	917	5,997	5,242	3,219
	訪問	154	229	302	309	214
	メール	−	−	1,379	743	398

※延べ対応件数のメール件数は、令和２年から集計開始。

――生活困窮者自立支援法――

――武蔵野市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱――

(生活福祉課)

(2)住居確保給付金支給事業

離職後２年を経過していない者等を対象とし、ハローワーク等を活用した求職活動中における住居の喪失を防止するため家賃相当額の給付金を支給する事業である。支給期間は原則３か月であるが、求職の状況によっては最長９か月間となる。収入・資産要件及び支給上限額あり。令和元年度まで 65 歳未満の条件あり。

本事業は平成 26 年度まで「住宅支援給付事業」として実施されていたが、平成 27 年４月１日の生活困窮者自立支援法施行に合わせ同法内の事業として位置付けられた。

支給実績

年度 ＼ 項目		新規支給決定件数（件） 単身	新規支給決定件数（件） 複数	延支給月数（月）	支給合計額（円）
30	住居喪失者	−	−	120	5,779,700
	喪失のおそれ	20	4		
元(31)	住居喪失者	−	−	118	5,243,200
	喪失のおそれ	30	1		
2	住居喪失者	−	−	2,900	146,771,200
	喪失のおそれ	353	97		
3	住居喪失者	−	−	1,511	77,355,200
	喪失のおそれ	185	65		
4	住居喪失者	−	−	670	33,219,400
	喪失のおそれ	94	31		

※新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和２年度から４年度は要件緩和や支給期間延長の制度改正あり。

――生活困窮者自立支援法――

――武蔵野市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱――

(生活福祉課)

(3)就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」「長期間就労していない」等すぐに就労が困難な者を支援対象とし、有期で計画的な支援により、一般就労の前段階としての基礎能力の形成を図る事業。収入・資産要件あり。29 年度まで 65 歳未満の条件あり。

利用実績　（各年度末現在　単位：人）

年度	30	元(31)	2	3	4
実利用者数	9	9	6	6	12

※生活保護受給者を含む。

――生活困窮者自立支援法――

――武蔵野市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱――

（生活福祉課）

(4)学習支援事業

貧困の連鎖の防止を目的に、対象児童・生徒の基礎学力の向上及び高校進学を目指した補習教室による支援を行っている。支援対象は、生活に困窮する家庭のうち学習支援が必要な小学校３～６年生、中学校１～３年生、高校生（前年度に学習支援事業を使用したもの）。対象の教科は国語・算数（数学）・英語。収入・資産要件あり。令和元年６月よりサポート型の学習支援教室も開始。

利用実績

年度	30	元(31)	2	3	4
実利用者数（人）	35	38	32	26	24
延利用回数（回）	612	691	824	786	727

※生活保護受給者を含む。

――生活困窮者自立支援法――

――武蔵野市生活困窮者学習支援事業実施要綱――

（生活福祉課）

(5)家計改善支援事業

家計のバランスが崩れ、家計収支の改善に関する支援が必要な者からの相談に応じ、家計表等を用いて家計の状況を見える化し、家計管理の意欲や家計管理能力を高め、生活困窮者の早期の生活再生を図る事業。平成 30 年度より実施。

利用実績　（人）

年度	30	元(31)	2	3	4
実利用者数	5	7	4	12	23
延支援者数	19	31	9	71	112

――生活困窮者自立支援法――

――武蔵野市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱――

（生活福祉課）

(6)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給。令和３年７月に開始した。支給月額は世帯人数により60,000円から100,000円。支給期間は３ヶ月間。一度に限り、初回と同内容の再支給が可能。令和４年12月31日に申請期間終了。

支給実績

年度	3	4
支給決定件数（うち再支給）（件）	249(78)	219(114)
延べ支給件数（うち再支給）（件）	648(194)	746(378)
支給金額（円）	46,860,000	51,320,000

（生活福祉課）

(7)生活困窮者特別就職支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で生活に困窮する世帯について、当該世帯の生計中心者が常用就職等をした際の初回給与入金までの生活安定及び就労の定着を目的に支給。住居確保給付金または新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給期間中に常用就職した際に50,000円、その後、６か月以上の就労継続した際に50,000円。令和３年10月１日以降の常用就職が対象。

支給実績

年度	3	4
支給決定件数（件）	9	52
支給金額（円）	450,000	2,600,000

（生活福祉課）

(8)生活困窮者住居契約更新料給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で生活に困窮する世帯について、現在の住居を喪失することを防ぐために更新料の一部を支給。住居確保給付金受給中に住居の契約更新を迎えた際に、住居確保給付金支給月額または更新料のうち低い額。令和３年４月１日以降の住居確保給付金申請者が対象。

支給実績

年度	3	4
支給決定件数（件）	26	10
支給金額（円）	1,321,600	498,400

（生活福祉課）

３．生活保護法による保護

憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。そして、保護の実施は生活に困窮する者が、その利用し得る資産・能力・その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている。

最低限度の生活の保障は、昭和 59 年４月から、一般国民生活の消費水準との調整を図った水準均衡方式を採用し、一般世帯の消費水準の伸びとほぼパラレルに保護基準を決める方式でできている。

(1)被保護世帯、人員、保護率の推移

（各年４月分）

区分＼年		30	元(31)	2	3	4
世帯	市	1,606	1,659	1,664	1,675	1,679
人員	市	1,822	1,887	1,878	1,897	1,914
保護率（千分率）	国	16.6	16.5	16.4	16.3	16.2
	都	21.0	20.6	20.3	20.1	19.9
	市	12.5	12.8	12.7	12.8	12.9

※保護停止中の世帯、人員を含む。

（生活福祉課）

(2)扶助別世帯数の年次別推移

生活保護法に定められている扶助の種類には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があり、定例的に扶助される主なものが、表に示した５つの扶助である。

（各年４月分　単位：世帯）

区分＼年	30	元(31)	2	3	4
生活扶助	1,452	1,449	1,459	1,435	1,451
住宅扶助	1,427	1,468	1,470	1,487	1,498
介護扶助	277	275	281	277	295
医療扶助	1,536	1,584	1,588	1,595	1,590
教育扶助	36	36	36	32	32

※一世帯で複数区分の受給あり。

（生活福祉課）

(3)保護開始、廃止の状況

区分＼年度		30	元(31)	2	3	4
開始	世帯	207	182	195	164	219
	人員	237	208	228	193	258
廃止	世帯	164	194	177	164	217
	人員	173	217	189	174	235

※令和４年度中の保護の開始・廃止理由

開始理由	世帯	割合(%)
世帯主・世帯員の傷病	36	16.4
収入減少・喪失	154	70.3
転入	23	10.5
その他	6	2.7
計	219	100.0

廃止理由	世帯	割合(%)
死亡	106	48.8
失踪	16	7.4
転出	22	10.1
施設入所	1	0.5
収入超過	44	20.3
扶養義務者引取り	7	3.2
辞退	2	0.9
その他	19	8.8
計	217	100.0

（生活福祉課）

(4)性別、年齢別被保護者人員

（令和５年４月１日現在）

区分		男	構成比（%）	女	構成比（%）
被保護者（1,910 人）		1,040	54.5	870	45.5
	70 歳以上	354	18.5	396	20.7
	60～69 歳	189	9.9	118	6.2
	50～59 歳	225	11.8	151	7.9
	40～49 歳	118	6.2	99	5.2
	30～39 歳	67	3.5	42	2.2
	20～29 歳	36	1.9	26	1.4
	15～19 歳	23	1.2	17	0.9
	12～14 歳	11	0.6	7	0.4
	6～11 歳	11	0.6	7	0.4
	0～5 歳	6	0.3	7	0.4

（生活福祉課）

(5)家族人員別被保護世帯数

（令和５年４月１日現在）

世帯人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人	８人	計
世帯数	1,485	147	28	8	3	0	0	0	1,671
構成比(%)	88.9	8.8	1.7	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	100

（生活福祉課）

(6)生活保護費支出状況年度推移

（各年度とも決算額　単位：千円）

年度		30	元(31)	2	3	4
扶助費総額		3,487,788	3,608,670	3,495,911	3,530,430	3,528,068
内訳	生活扶助費	1,114,354	1,128,708	1,119,505	1,109,924	1,108,460
	住宅扶助費	830,665	854,008	852,635	852,607	851,875
	教育扶助費	6,585	5,158	5,658	5,552	4,964
	医療扶助費	1,416,101	1,505,197	1,410,229	1,447,474	1,451,891
	その他の扶助費	120,083	115,599	107,883	114,872	110,878

※医療扶助費のうち、令和２年度には令和元年度分の18,515千円を含む。

（生活福祉課）

(7)被保護者借家・借間世帯数、実際家賃間代階層表

（令和５年４月１日現在）

家賃・間代	世帯数	構成比（%）
20,000円以下	181	11.7
20,001円　～　30,000円	92	6.0
30,001円　～　40,000円	105	6.8
40,001円　～　50,000円	312	20.2
50,001円　～　60,000円	642	41.7
60,001円　～　70,000円	162	10.5
70,001円以上	47	3.0
計	1,541	100.0

※医療機関、介護施設等の入院・入所者を除く。

（生活福祉課）

(8) 世帯類型別被保護世帯数

（各年４月分）

区分＼年	30	元(31)	2	3		4	
	構成比	構成比	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者世帯	52.1	51.3	51.3	851	51.0	829	49.4
母子世帯	2.3	2.6	2.4	35	2.1	38	2.3
障害者世帯	12.6	13.4	13.4	216	12.9	222	13.2
傷病者世帯	13.8	13.3	12.9	200	12.0	187	11.2
その他の世帯	19.2	19.4	20.0	366	21.9	401	23.9
計	100%	100%	100%	1,668	100%	1,677	100%

※保護停止中の世帯は件数から除いている。

（生活福祉課）

(9) 労働類型別被保護世帯数

（令和５年３月分）

世帯類型		世帯数	構成比(%)
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	227	16.0
	日雇労働者	20	
	内職者	1	
	その他就業者	20	
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		20	1.2
働いている者のいない世帯		1,391	82.8
計		1,679	100.0

※保護停止中の世帯は件数から除いている。

（生活福祉課）

(10) 一般標準３人世帯生活保護費計算例

（令和５年４月１日現在）

世帯構成員	扶助の種類	金額
世帯主（33 歳） 妻（29 歳） 子（４歳）	生活扶助	146,800 円
	住宅扶助	69,800 円
	児童養育加算	10,190 円
計		226,790 円

（生活福祉課）

(11)指定医療機関数

被保護者の医療を担当する機関は、原則として、開設者の申請により、都道府県知事の指定を受けることが必要である。

（令和５年３月１日現在）

年度＼町別	吉祥寺東町	吉祥寺南町	御殿山	吉祥寺本町	吉祥寺北町	中町	西久保	緑町	八幡町	関前	境	境南町	桜堤	計
4	11	37	3	71	18	46	21	7	2	10	43	43	6	318

※指定薬局含む

（生活福祉課）

(12)医療扶助受給状況

医療扶助は、次の①～⑥の範囲内で行われる。①診療　②薬剤又は治療材料　③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術　④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護　⑤病院又は診療所の入院及びその療養に伴う世話その他の看護　⑥移送。

（各年４月分）

年＼内訳	入院				入院外			
	精神病		その他		精神病		その他	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
30	59	48.8	62	51.2	9	0.6	1,608	99.4
元(31)	67	48.6	71	51.4	11	0.7	1,641	99.3
2	61	51.7	57	48.3	9	0.5	1,657	99.5
3	66	52.8	59	47.2	5	0.3	1,659	99.7
4	67	57.3	50	42.7	5	0.3	1,679	99.7

（生活福祉課）

(13)金銭管理支援事業

疾病や障害等の理由から適切な金銭管理が困難な方に対し、専門職による金銭の管理を行うことにより、安定した社会生活の維持と自立を図る事業。

（各年度末現在　単位：人）

年度	30	元(31)	2	3	4
支援者数	29	30	42	48	48

――武蔵野市福祉事務所金銭管理支援事業実施要綱――

（生活福祉課）

４．法外援護

(1)自立促進事業等支給状況

（単位：件、円）

項目＼年度	30		元(31)		2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
自立促進事業	91	3,591,666	99	4,223,402	109	4,972,531	115	5,473,232	102	4,828,572
入浴券支給	103	1,895,200	93	1,760,000	84	1,430,000	71	1,258,400	72	1,260,000
水道料金助成	143	723,300	141	760,900	145	761,320	154	832,160	134	725,440
学童等法外援護	170	998,500	157	933,500	132	770,300	139	832,300	131	776,700
援護費	15	104,655	10	57,353	7	129,940	18	238,600	33	477,370

○自立促進事業：被保護者の自立支援に要する経費の一部を支給する（金額は過支給等による戻入決定額を控除したもの）。

――武蔵野市生活保護受給者に対する自立促進事業経費支給要綱――

○入浴券支給：東京都取扱分とは別に、１人につき年間 40 枚を支給。大人、中人、小人別時価による。

――武蔵野市生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱――

○水道料金助成：水道の共同栓使用の被保護世帯につき、その基本料金を助成する。年２回に分けて支給。

――武蔵野市生活保護世帯のうち共同水道メーターを使用する世帯に対する水道料金基本料金助成事業実施要綱――

○学童等法外援護：被保護世帯の小、中学生に学童服等購入費及び夏季健全育成費を支給する。

小学校４・５・６年生、中学校１・３年生に修学旅行等支度金を支給。

――武蔵野市生活保護受給世帯に対する健全育成事業実施要綱――

○援護費：生活保護法等の対象にならない要援護者に対し、日常生活に要する緊急かつ臨時的に必要な経費の一部を、一世帯当たり 30,000 円を限度に支給する（金額は、返還による歳出戻入額を含まない）。

――武蔵野市緊急援護費支給要綱――

（生活福祉課）